

## 告 示

### 埼玉県告示第千六号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定により、都市計画の変更の案を次のとおり縦覧する。

平成三十年九月十八日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 都市計画の種類及び名称

狭山都市計画区域区分

二 都市計画を変更する土地の区域

イ 市街化区域に変更する土地の区域

狭山市柏原、大字上広瀬、大字下広瀬、大字根岸及び広瀬台三丁目の各一部

ロ 市街化調整区域に変更する土地の区域

なし

三 都市計画の変更の案の縦覧場所

埼玉県都市整備部都市計画課、埼玉県川越県土整備事務所、狭山市都市建設部

都市計画課

四 縦覧期間

平成三十年九月十八日から平成三十年十月二日まで